

第 8 1 号議案

教育委員会の委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

氏名 松 元 浩 一

[REDACTED]

[REDACTED]

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

教育委員会の委員 小原達朗氏の任期が本年 1 1 月 2 0 日をもって満了するため、その後任の委員を任命したいが、松元浩一氏を適任者と認め任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条第 2 項 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第 5 条第 1 項 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

長崎市教育委員会組織条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、長崎市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。

第 8 2 号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名 浦 川 恭 子

氏名 加 藤 正 美

氏名 黒 岩 英 一

氏名 吉 村 直 子

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

人権擁護委員の候補者として浦川恭子氏、加藤正美氏、黒岩英一氏及び吉村直子氏を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項

の規定により議会の意見を求めるため、この議案を提出する。

「参 照」

人権擁護委員法

第 6 条第 3 項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第 9 条 人権擁護委員の任期は、3 年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。